

開 示 の 体 系

1) ED での開示要件（基準案第 17 項（1）及び適用指針案第 36 項から第 38 項）

ED 発行時点での IASB の開示要求に合わせて以下の開示を求めた。

- 每期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債。

<b>&lt; 公正価値の算定方法等に係る事項 &gt;</b>	
公正価値を算定するにあたって用いられた評価技法、入力数値及び入力数値を設定するために用いた情報	
評価技法に変更がある場合、その内容及びそれが測定日の公正価値に及ぼす影響額	
<b>&lt; 公正価値のレベル別の内訳 &gt;</b>	
レベル別の公正価値の測定額	
各レベル間の振替をいつ認識するのかについての方針	
各レベル間の重要な振替額及びその理由	
<b>&lt; レベル 3 の公正価値に係る事項 &gt;</b>	
レベル 3 の公正価値の期首残高から期末残高への調整表を次の項目による変動額がわかるように記載	
	当期純利益に計上された金額
	その他の包括利益に計上された金額
	購入、売却、発行及び決済額（それぞれについて変動額を記載）
	レベル 3 への振替額及びレベル 3 からの振替額
当期純利益に計上された金額（ ）について、損益計算書/損益及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明	
当期純利益に計上された金額（ ）のうち期末日において保有している資産及び負債に関連するものについて、損益計算書/損益及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明	
レベル 3 への振替及びレベル 3 からの振替（ ）の理由。また、レベル 3 への重要な振替がある場合、その金額及び説明	
レベル 3 の公正価値について、仮に 1 つ又は複数の入力数値を合理的に代替可能な入力数値に変更したとした場合に、公正価値が著しく変動するときには、その事実、その変更が及ぼす影響額及びその計算方法を記載（入力数値の感応度分析・定量）	

- 公正価値を每期継続して注記している資産及び負債  
上記注記項目のうち、レベル別の公正価値の測定額（ ）を注記する

2) ASBJ ED に対するコメント

主たる意見は以下の通り

- 開示項目・要件の明確を求める。特に、レベル別区分は新たな概念であるため、詳細なガイダンスを求める。
- 実務負担の軽減を求める。特に、レベル3の調整表（上表 から ）及び不確実性分析（ ）の負担軽減。コストベネフィットの配慮。

3) IASB/FASB 共同審議・IFRS 第13号

- IFRS/FASB では既にレベル別開示が定着している。このため、上表のうち、算定方法等に係る事項（ 、 ） レベル別開示（ から ） レベル3の調整表（ から ） は論点となっていない。
- 論点となったのは、レベル3の入力数値の定量情報、感応度分析、不確実性分析
- **レベル3入力数値の定量的情報**（A-1）

（暫定決定）入力数値の名称だけでなく、その具体的な値（レンジ&平均）を求める  
（理由） 利用者のニーズが非常に強い

作成者は既に同情報を保有しており、追加負担にならない。

但し、同情報が、企業が作成したものでない場合（以前の取引の価格や第三者のプライス情報を無修正で使用する場合など）は不要。しかし、当該入力数値が重要で、企業が合理的に入手可能な場合はそれを無視してはいけない。

（例）

	FV	評価技法	L3入力数値	定量情報 レンジ（平均）
抵当証券	XXX	DCF	期限前償還率 倒産確率 倒産時損失率	3.5%-5.5% (4.5%) 5%-50% (10%) 40%-100% (60%)

- **感応度分析**（A-2）

（定義） レベル3入力数値が（将来）変化した時にFVへ及ぼす影響

（暫定決定）感応度分析情報を定性的に開示。入力数値間に相関関係がある場合、その説明とFVに与える影響も開示。

（理由） 入力数値の定量的情報が開示されるならば、感応度分析（それが変化した時の効果に関わる情報）は定性的なものであっても十分有用である。相関がある場合は、その情報はFVへの影響を予測する際に有用。

一方、IASB,FASB は各々以下の理由により追加的に定量的情報までは求めないこととした。ただし、スタート時点の相違から両者に差異が残ることとなった。

	対 応	理 由
IASB	IFRS7 を取り込む。 金融商品に対しては 開示を継続	レベル3 入力数値に関して真に重要な のは「不確実性分析」であるが、これ は将来の課題となった。 金融商品については、既に IFRS 7 第 27 項 B ( e ) で感応度分析（定量分析。 相関は考量しない）の開示を求めてお り、本件後は、同規定を IFRS13 に取 り込むことで対応。
FASB	開示を要求しない	定量まで求めるのは過度の負担を強いる ことになる

尚、ASBJ の ED で要求している不確実性開示は、金融商品、非金融商品  
を問わず、IFRS7 第 27 項 B ( e ) の開示を求めている。

（例）感応度分析・定性

抵当証券の FV 測定に使用する重要なレベル3 入力数値は期限前償還率、倒産確率及び倒産  
時損失率である。これらの数値が上昇すると FV は低下する。一般的に、倒産確率は倒産時  
損失率と同方向に、期限前償還率とは逆方法に動く。

（例）感応度分析・定量 （但し、相関は考量しない）

上表のその他有価証券のうち「その他の債券」に分類されている住宅ローン担保証券のレ  
ベル3 の公正価値（XX 年 XX 月 XX 日現在 xxx 百万円）について、合理的に可能な他の想  
定を反映させるために、入力数値として用いている期限前償還率を変更した場合、その公  
正価値は xxx 百万円から xxx 百万円の範囲で変動します。

● 不確実性分析

（定義） 他の合理的なレベル3入力数値を使用していたならばそうなったであろうFVの測定値の範囲（定量）を示す。レベル3入力数値の使用は企業の判断を伴う。判断が異なれば、使用されるレベル3入力数値も異なり、従って、FVも異なってくる。この意味でレベル3入力数値には不確実性が伴う。本開示は測定日現在の測定に関わる不確実性を開示するもの。また、不確実性分析においては「相関」の考慮が必須となる。

（暫定決定）現時点では本開示を求めない。将来の検討課題とする。

（理由） IASB/FASBとも観念的には本開示の重要性を理解した。しかし、FASBは、実務への配慮・コストベネフィットの観点から定量情報を求めることに強行に反対、IASBも断念。

感応度分析と不確実性分析の対比

	感応度分析	不確実性分析
定義	ある入力数値の値が変化したらFVはどう変数するか？	他の合理的なレベル3入力数値を使用していたならば、FVはどうなっていたか？
現在・将来	将来の変化	測定日現在の代替可能性
IASB/FASBの暫定決定	IASB 定性：全ての商品 定量：金融商品のみ FSB 定性：全ての商品 定量：不要	断念
ASBJのED	定性：要求していない 定量：全ての商品	要求していない

- 定量情報 ( A-1 )、感応度分析 ( A-2 ) 以外に以下の項目が追加される見込み

	項 目
A-3	<p><b>評価手続き ( レベル 3 )</b></p> <p>例えば、企業がどのようにして評価方針や手続きを定めたか、また、FV 変動をどのように分析しているか</p> <p>(理由) 評価方法と合わせ、どのような内部統制が働いているか理解することは、財務諸表の利用者にとって重要</p>
A-4	<p><b>ネットポジション測定 of 会計方針</b></p> <p>ポートフォリオを保有しているもので、ネットポジションで測定することを選択した企業はその事実</p> <p>(理由) 会計方針の選択なので、その旨の開示が必要。</p>
A-5	<p><b>第三者の信用補完のある負債の開示</b></p> <p>区分出来ない第三者の信用補完のある負債を発行している場合は、同信用補完が存在すること、及び、それを FV 測定に取り込んでいるかどうか?</p> <p>(理由) 負債の信用リスクを評価する際、本情報は利用者にとって有用</p>

- IASB ED では要求されていたものの ASBJ の ED では要求しなかったが、共同審議でやはり開示が必要であることが確認された。( 4 月 28 日の委員会資料参照 )

A-6	<p><b>最有効使用をしていないとき、その旨およびその理由</b></p> <p>(理由) 4 月 28 日の委員会資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 財務諸表の利用者の分析に有用。将来 CF を予測するにあたり、資産がどのように使用され、その使用方法が企業の戦略や業務計画に合致しているかどうかを知る必要がある</li> <li>✓ 通常は、最有効使用 = 現在の使用と考えられるので、作成者に過度の負担とならない。</li> <li>✓ 企業は公正価値測定にあたって最有効使用が否かを考慮しているので、開示するために追加的なコストは発生しないのではない</li> </ul>
-----	--

- 継続的に FV 測定されているものに加え、一時的に FV 測定されているものについても開示が要求される

(評価技法)、(レベル別開示)、A-1 (レベル 3 入力数値の定量情報)、A-3 (評価手続き)、A-6 (最有効使用していない時の開示)

(理由) FV が開示 (注記) されている項目欄参照

- FVが開示(注記)されている項目(継続的か、一時的かを問わず)について、算定方法等に係る事項( )、レベル別開示( )、最有効使用をしていない場合の開示(A-6)が要求される。

(理由)

測定か開示かにかかわらず、利用者にとって以下の観点からFV情報は有用。

- ✓ 経済的なB/S(全ての資産負債をFVで認識したと仮定した時のB/S)の質を理解する
- ✓ 企業のFVリスクのレベルを評価する
- ✓ 将来収益の可能性ある変動性を(FV開示をベースに)予測&理解する

作成者はコストを問題にしている。でも、FV開示のためには評価技法や入力数値の選定を行うことが必要で、作成者は評価技法や入力数値に関する情報開示を行い、監査も受けている。従って、レベル別開示を要求されたところで、追加的なコスト負担は重大なものではない。

4) 対応

以下の観点から、IASB/FASBの暫定決定に従って開示の拡充を図ってはどうか？

- 算定方法等に係る事項（ 、 ） レベル別開示（ から ） レベル3の調整表（ から ）は、欧米では既に開示として定着している。レベル3の調整表については、作成者から開示負担を懸念する声もあったが、欧米市場に伍するためにも本邦基準でもの開示は必要ではないか？
- レベル3の定量情報（A-1）や感応度分析の定性的開示(A-2)は利用者のニーズが強い。
- 一方、感応度分析・定量（ ）に関しては、IASBに合わせて金融商品のみを対象とすることでどうか？
- 評価手続き(A-3)、ネットポジションの測定の会計方針(A-4)、第三者の信用補完(A-5)については、それぞれ前述の理由により、開示対象に加えることでどうか？
- また、一時的にFV測定するもの、FVが開示されている項目についても、利用者にとってFV情報が重要であることから、開示の拡充が必要

5) 新たな開示要件

- FV で測定されているもの

ED 提案	追加・変更	開示例
<b>&lt; 公正価値の算定方法等に係る事項 &gt;</b>		
公正価値を算定するにあたって用いられた評価技法、入力数値及び入力数値を設定するために用いた情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時的に FV 測定されるものも対象</li> <li>● レベル 3 に関しては A-1 ( 定量情報 )、A-3 ( 評価手続き ) も参照</li> </ul>	【B1】 【C1】
評価技法に変更がある場合、その内容及びそれが測定日の公正価値に及ぼす影響額		
<b>&lt; 公正価値のレベル別の内訳 &gt;</b>		
レベル別の公正価値の測定額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時的に FV 測定されるものも対象</li> </ul>	【B2】 【B3】
各レベル間の振替をいつ認識するのかについての方針		【C2】 【C3】
各レベル間の重要な振替額及びその理由		
<b>&lt; レベル 3 の公正価値に係る事項 &gt;</b>		
レベル 3 の公正価値の期首残高から期末残高への調整表を次の項目による変動額がわかるように記載		【B4】 【C4】
当期純利益に計上された金額		
その他の包括利益に計上された金額		
購入、売却、発行及び決済額 ( それぞれについて変動額を記載 )		
レベル 3 への振替額及びレベル 3 からの振替額		
当期純利益に計上された金額 ( ) について、損益計算書/損益及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明		
当期純利益に計上された金額 ( ) のうち期末日において保有している資産及		



び負債に関連するものについて、損益計算書/損益及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明		
レベル3への振替及びレベル3からの振替( )の理由。また、レベル3への重要な振替がある場合、その金額及び説明		
レベル3の公正価値について、仮に1つ又は複数の入力数値を合理的に代替可能な入力数値に変更したとした場合には、公正価値が著しく変動するときには、その事実、その変更が及ぼす影響額及びその計算方法を記載(入力数値の感応度分析・定量)	● 金融商品に限定	【B8】
A-1 レベル3入力数値の定量情報	● 追加 ● 一時的に FV 測定されるものも対象	【B5】 【C5】
A-2 感応度分析・定性	● 追加	【B7】 【C7】
A-3 評価手続き	● 追加 ● 一時的に FV 測定されるものも対象	【B6】 【C6】
< その他 >		
A-4 ネットポジション測定の会計方針	● 追加	
A-5 第三者の信用補完のある負債の開示	● 追加	
A-6 最有効使用していない場合の開示	● 追加 ● 一時的に FV 測定されるものも対象	

- 公正価値を注記している資産及び負債 ( 継続、一時的かを問わず )  
上記注記項目のうちレベル別の公正価値の測定額 ( ) に加え、算定方法 ( 、 )、最有効使用していない場合の開示 ( A-6 ) を注記する 【B9】【B10】【C9】【C10】

6 ) コメント対応

対応要領は「資料 ( 3 ) - 4 」をご参照

( # 3 1、3 2、7 9、8 0、8 1、8 2、8 3、8 4、8 5、8 6 )